

## ⑤ 笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します

笠間市政治倫理審査会から、市長、副市長、教育長および市議会議員の「資産等報告書」および「所得等報告書」の審査結果について意見書が提出されましたので、次のとおり閲覧を実施します。

閲覧期間 7月8日（月）から5年間

※ただし、土、日、祝日、年末年始は除く。

閲覧時間 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 秘書課（市長、副市長、教育長分） 議会事務局（市議会議員分）

問 秘書課（内線226） 議会事務局（内線303）

## ⑥ 茨城県 風しん抗体検査事業を実施します

県では風しんの流行と先天性風しん症候群の発生を防ぐため、無料の抗体検査を実施します。

実施期間 7月1日（月）～令和2年3月31日（火）

実施場所 委託医療機関（県ホームページをご覧ください）

対象 県内在住で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 妊娠を希望する女性
- (2) (1) の配偶者などの同居者
- (3) 風疹の抗体値が低い妊婦の配偶者などの同居者

次の方は対象になりません。

- ・過去に抗体検査を受けたことがある
- ・風しんの予防接種歴がある
- ・検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある
- ・昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

検査費用 無料

検査方法 委託医療機関に予約をしてください。

問 茨城県保健福祉部疾病対策課 健康危機管理対策室 TEL 029-301-3233

HP <http://www.pref.ibaraki.jp>

## ⑦ 廃棄物の不法投棄は法律により禁止されています

ごみの不法投棄は、深刻な環境汚染につながる重大な犯罪行為のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されていて、違反した場合は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方（法人は3億円以下の罰金）となります。

市では職員による監視のほか、不法投棄ボランティア監視員によるパトロールや、市民団体による不法投棄回収活動などご協力をいただいておりますが、不法投棄は後を絶ちません。不法投棄をなくすには、ごみの処理についてモラルを持ち、ルールを守ることが必要です。

一人ひとりの心がけで、身近な場所の美化に努め、笠間市をきれいに保てるよう、ご協力をお願いします。

問 環境保全課（内線127）

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>